

海外販路開拓経費支援補助金

海外市場での取引拡大を通じた経済の活性化、雇用の維持及び拡大を図るため、海外販路開拓活動に取り組む浜田市内事業者を支援します。

補助対象者

- ① 浜田市内に主たる事務所又は事業所を有するもの
- ② 同一の経費で、他の補助金等の交付を受けていないこと

補助対象事業

海外販路開拓等活動：自社または2者以上のグループを構成して行う商品の海外販路開拓を目的とした以下の取組み

- ・商談会、展示会、物販等のプロモーションへの参加
- ・その他目的達成に必要と認められる取組み

補助対象経費

補助対象経費		補助率
区分	内容	
旅費	交通費及び宿泊費 ・旅費：浜田市を発着とする一往復分、2名分まで対象 ・交通費：最短経路による妥当なもの (JR等公共交通機関の交通費、自動車利用時の燃料費、高速料金) ※対象外：特別に付加された料金 ※燃料費：1kmあたり23円で算出 ・宿泊費：一泊当たり上限額(国外)20,000円、(国内)10,000円	1/2以内
役務費	通訳費、翻訳費、試験・分析費等	
消耗品費	試作費、材料費等	
会場費	出展小間料、展示工事費、備品使用料等	
輸送費	展示品等輸送費、保険料等	
その他	前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める経費	

※消費税及び地方消費税相当額は対象外経費です。

※外貨での支払いに対する補助対象経費の算出にあたっては、クレジットカード支払い等の円換算による支払額が確認できるものは、その金額を補助対象金額とします。

両替後の現金支払いについては、両替明細書を根拠とし、算出方法は入国時及び出国時のレートを加重平均して算出した金額を補助対象金額とします。

※補助限度額は、同一年度内通算15万円です。

■申請方法：事業計画書(様式第1号)に補助事業の内容が確認できる書類と補助対象経費の確認ができる書類を添えて、補助事業実施10日前までに下記申込先までお申込みください。

※事業完了後に、補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)と補助事業実績報告書(様式第3号)等の提出が必要です。

※補助金の支払いは、事業完了後です。

※各様式は浜田市HPからダウンロードできます。



【お問合せ・申込先】

はまだ産業振興機構 (浜田市役所 産業経済部 産業振興課内)

〒697-8501 浜田市殿町1番地

電話:0855-25-9502 FAX:0855-23-4040 Email:sangyou-shinkou@city.hamada.lg.jp